

後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ



健康な高齢者を目指しましょう(写真はイメージ)

■ 仮徴収保険料額決定通知書を必ずご確認ください

今月上旬に、後期高齢者医療被保険者の皆さんに、平成23年度「後期高齢者医療仮徴収保険料額決定通知書」を送付しました。仮徴収額保険料額などが記載されていますので、必ずご確認ください。

平成23年度後期高齢者医療保険料の仮徴収として、4月・6月・8月分が特別徴収(年金からの天引き)になる人は、次の要件に当てはまる人です。

● 仮徴収が特別徴収(年金からの天引き)となる対象者

○ 平成22年度の保険料が、年金支給月からの特別徴収(天引き)だった人のうち、2月の特別徴収の情

報がある人

○ 平成22年度に後期高齢者医療の被保険者(9月取得者)となり、普通徴収だった人

※ 仮徴収となる人の保険料は、7月に、平成23年度「後期高齢者医療保険料額決定通知書」により見直しが行われます。

● 保険料の決定通知は、7月に送付します

保険料の賦課期日は、毎年4月1日です。

世帯主と後期高齢者についての平成23年度所得が確定した後の7月に、平成23年度「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。

■ 後期高齢者健診は、自己負担800円で受診できます

町では、全世帯を対象として、平成23年度の「甲佐町健診のお知らせ(保存版)」と「健診希望調査票」を各家庭に配布しています。

後期高齢者医療では、被保険者の皆さんについては、「後期高齢者健診」を受けることが義務付けられました。「健診希望調査票」の「後期高齢者健診」欄に、○(まる)印を記入の上、提出をお願いします。

後期高齢者医療被保険者に、平成23年度「後期高齢者医療仮徴収保険料額決定通知書」を送付しましたので必ずご確認ください。

健診内容は、血液検査・尿検査・心電図などです。自己負担は800円です。

また、同時に、がん検診・結核検査もあります。希望する場合は、こちらも併せて受診してください。「後期高齢者健診」は、7月に実施を予定しています。忘れずに受診して、自分の体と健康の状態を確認しましょう。

● 後期高齢者健診の内容

○ 健診内容

血液検査、尿検査、心電図など

○ 健診の自己負担額

800円

○ 健診実施時期

7月(予定)

■ あんま・はり・きゅう治療券の利用について

後期高齢者医療では、あんま・はり・きゅうの治療を受ける場合に、平成24年3月31日(土)まで使用できる治療券(1人あたり1,000円の5枚)を利用できます。

治療券は、町と協定を結んだ施術院で使用できます。

必要な人は、後期高齢者医療被保険者証と印かんをお持ちの上、町住

民生活課で申請してください。

● 治療券の申請時に必要なもの

・ 後期高齢者医療被保険者証
・ 印かん

※ 町と協定を結んだ施術院については、町公式ウェブサイトで紹介しています。

・ 町公式ウェブサイト

URL <http://www.town.kosa.kumamoto.jp/>

■ 外来診療での窓口負担を軽減する制度について

医療機関で外来の診療を受ける場合は、被保険者証により、一部負担金が医療費の1割または3割の支払いになります。

診療内容によっては、1割負担であっても窓口での支払いが高額になる場合があります。

そこで、外来の窓口負担を軽減するために、「高額療養委任払い制度」があります。

この制度では、自己負担限度額までの支払いとなり、申請手続きが必要で、承認された医療機関での委任払いになりますので、ひと月あたりの支払いが高額になっている人は、町住民生活課にご相談ください。

福祉に関する手当についてお知らせします



子どもたちの暮らしを支える手当(写真はイメージ)

■福祉に関する手当の額が変わりました

平成23年4月から、児童福祉に関する手当の額が下の表のとおり変更になりました。

各手当の内容などについては、次のとおりです。

●児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に役立てるとともに、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

●特別児童扶養手当

20歳未満で身体または知的・精神に中度以上の障がいのある児童を養

育している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している人に対して支給されます。

●特別障害者手当

身体または知的・精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常に特別の介護を必要とする20歳以上の人に対して支給されます。

●障害児福祉手当

身体または知的・精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常に特別の介護を必要とする20歳未満の人に対して支給されます。

●経過的福祉手当

福祉手当制度の廃止後、福祉手当を受給していた者（20歳以上）で特別障害者手当の要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない障がい者に対して従前の例により支給されている手当です。

※各手当は、所得などによる支給制限があります。

各手当に関する支給要件や詳しい内容、申請の手続き方法などについては、町福祉課にお気軽にお問い合わせください。

平成23年4月から、児童福祉に関する手当の額が変更になりました。支給要件や申請手続きなどについてはお問い合わせください。

■平成23年度児童福祉に関する手当額

手当名		平成22年度	平成23年度	手当名		平成22年度	平成23年度
児童扶養手当	全部支給 (月額)	41,720円	41,550円	特別児童扶養手当	1級	50,750円	50,550円
	一部支給 (月額)	41,710円 ～ 9,850円	41,540円 ～ 9,810円		2級	33,800円	33,670円
	第2子 加算額 (月額)	5,000円加算	5,000円加算	特別障害者手当		26,440円	26,340円
	第3子以降 加算額 (月額)	3,000円加算	3,000円加算	障害児福祉手当		14,380円	14,330円
				経過的福祉手当		14,380円	14,330円